

## 「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正案について

### 1. 改正の経緯

平成 21 年 4 月に行った臨床研修制度の見直しにあたっては、臨床研修病院の指定や研修医の募集定員等に関して、地域医療への影響等を踏まえ、激変緩和措置を講じ、平成 22 年度の研修に適用したところ。平成 23 年度の臨床研修の実施に向けて、これら激変緩和措置の取扱い等について意見を募集する。

### 2. 改正の内容

#### (1) 当面の取扱い（激変緩和措置）への対応について

##### ①基幹型臨床研修病院の指定について（別添医政局長通知第 3 の 2 関係）

- 激変緩和措置については、基幹型臨床研修病院が新しい基準を満たすための猶予期間として 24 年度から研修を始める研修医の募集まで継続した後、廃止する。
- ただし、過去 3 年間に研修医の受入実績がない基幹型臨床研修病院については、激変緩和措置を適用しない。

（参考：当面の取扱い）

新たな指定基準を満たさない基幹型臨床研修病院は、一定の条件の下で 22 年度末まで指定を継続する。

##### ②小児科・産科プログラムの作成について（別添医政局長通知第 3 の 3 関係）

- 募集定員が 20 名以上の基幹型臨床研修病院に必置となっている小児科・産科プログラムの定員 4 名分を、当該病院の募集定員に別途加算する取扱いとする。
- この取扱いに伴い、激変緩和措置は不要となるため廃止する。

（参考：当面の取扱い）

小児科又は産科の研修プログラムのいずれか（定員 2 名以上）を設けることで差し支えないとする。（定員 20 名以上の研修病院）

##### ③病院の募集定員について（別添医政局長通知第 3 の 4 関係）

- 23 年度の研修については激変緩和措置を継続（22 年度の研修の内定者の実績を勘案）し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。

- ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(参考：当面の取扱い)

臨床研修病院の募集定員は21年度研修の内定者（マッチ者）の実績を勘案する。（22年3月末までの取扱い）

④都道府県別の募集定員の上限について（別添医政局長通知第3の6関係）

- 23年度の研修については激変緩和措置を継続し、その後の取扱いは、研修の実施状況、地域医療への影響等を評価して定める。
- ただし、激変緩和措置については、次回の制度の見直しまでに廃止する。

(参考：当面の取扱い)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から10%以上削減しない。

(2) 臨床研修病院群の形成の促進について（別添医政局長通知第2の5(1)ス(キ)関係）

- 地域における臨床研修病院群の形成を促進するため、病院の募集定員については、研修医の受入実績、医師派遣等を勘案した定員を基本とし、都道府県の定員の上限の範囲内で、都道府県において、研修医の受入実績や地域の実情等を勘案して調整ができるようにする。このような募集定員の調整を含め、地域において臨床研修の内容を検討する場の設置を促進する。
- このため、一定の割合までは無条件に増員できるという現行の取扱いは廃止する。

(参考：現行の取扱い)

原則として、各病院は、 $A \times B / C$ を超えない範囲で増員ができる。

\* A（過去3年間の受入実績の最大値＋医師派遣加算）

× B（都道府県の上限値）／C（希望定員の合計）

(3) 著しく高額な給与を支払っている場合の補助金の取扱いについて

- 研修医に決まって支払われる給与（当直手当等を除く）が、一定額（年額720万円）を超える場合は、病院に対する補助金を一定程度減額する。
- この取扱いは23年度の研修から適用する。

3. 通知発出予定日 平成22年4月頃